

議案第20号

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

定年引上げに伴う級別基準職務表の変更及び診療所長の処遇改善に伴う改正

## 飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4 級別基準職務表 ア 行政職給料表（一） 級別基準職務表の表中

「

3級	係長、主査、技術主査の職務
4級	課長補佐又は課長補佐に相当する職務
5級	課長又は課長に相当する職務
6級	参事又は参事に相当する職務
7級	部長又は部長に相当する職務

」を

「

3級	係長、主任主査、主査、技術主査の職務
4級	課長補佐、主幹の職務
5級	課長の職務
6級	部長、参事の職務
7級	高度の知識経験を必要とする業務を行う部長の職務

」に改める。

別表第4 級別基準職務表 イ 医療職給料表（一） 級別基準職務表の表中

「

4級	病院長の職務
----	--------

」を

「

4級	病院長、副病院長、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長の職務
----	------------------------------------

」に改める。

別表第4 級別基準職務表 オ 福祉職給料表 級別基準職務表の表中

「

4級	保育園長の職務
----	---------

」を

「

4級	保育園長、主幹保育士の職務
----	---------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																												
第1条～第29条 略 附則 略 別表第1～別表第3 略 別表第4 (第3条関係) 級別基準職務表 ア 行政職給料表(一) 級別基準職務表	第1条～第29条 略 附則 略 別表第1～別表第3 略 別表第4 (第3条関係) 級別基準職務表 ア 行政職給料表(一) 級別基準職務表																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1級の項・2級の項 略</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>係長、主査、技術主査の職務</u> _____</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>課長補佐又は課長補佐に相当する職務</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>課長又は課長に相当する職務</u></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td><u>参事又は参事に相当する職務</u></td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td><u>部長又は部長に相当する職務</u> _____</td> </tr> </table>	級	基準となる職務	1級の項・2級の項 略		3級	<u>係長、主査、技術主査の職務</u> _____	4級	<u>課長補佐又は課長補佐に相当する職務</u>	5級	<u>課長又は課長に相当する職務</u>	6級	<u>参事又は参事に相当する職務</u>	7級	<u>部長又は部長に相当する職務</u> _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1級の項・2級の項 略</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>係長、主任主査、主査、技術主査の職務</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>課長補佐、主幹の職務</u> _____</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>課長の職務</u> _____</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td><u>部長、参事の職務</u> _____</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td><u>高度の知識経験を必要とする業務を行う部長の職務</u></td> </tr> </table>	級	基準となる職務	1級の項・2級の項 略		3級	<u>係長、主任主査、主査、技術主査の職務</u>	4級	<u>課長補佐、主幹の職務</u> _____	5級	<u>課長の職務</u> _____	6級	<u>部長、参事の職務</u> _____	7級	<u>高度の知識経験を必要とする業務を行う部長の職務</u>
級	基準となる職務																												
1級の項・2級の項 略																													
3級	<u>係長、主査、技術主査の職務</u> _____																												
4級	<u>課長補佐又は課長補佐に相当する職務</u>																												
5級	<u>課長又は課長に相当する職務</u>																												
6級	<u>参事又は参事に相当する職務</u>																												
7級	<u>部長又は部長に相当する職務</u> _____																												
級	基準となる職務																												
1級の項・2級の項 略																													
3級	<u>係長、主任主査、主査、技術主査の職務</u>																												
4級	<u>課長補佐、主幹の職務</u> _____																												
5級	<u>課長の職務</u> _____																												
6級	<u>部長、参事の職務</u> _____																												
7級	<u>高度の知識経験を必要とする業務を行う部長の職務</u>																												
イ 医療職給料表(一) 級別基準職務表	イ 医療職給料表(一) 級別基準職務表																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1級の項～3級の項 略</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>病院長の職務</u> _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5級の項 略</td> </tr> </table>	級	基準となる職務	1級の項～3級の項 略		4級	<u>病院長の職務</u> _____	5級の項 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1級の項～3級の項 略</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>病院長、副病院長、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長の職務</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">5級の項 略</td> </tr> </table>	級	基準となる職務	1級の項～3級の項 略		4級	<u>病院長、副病院長、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長の職務</u>	5級の項 略													
級	基準となる職務																												
1級の項～3級の項 略																													
4級	<u>病院長の職務</u> _____																												
5級の項 略																													
級	基準となる職務																												
1級の項～3級の項 略																													
4級	<u>病院長、副病院長、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長の職務</u>																												
5級の項 略																													
ウ・エ 略	ウ・エ 略																												

オ 福祉職給料表 級別基準職務表

級	基準となる職務
1級の項～3級の項 略	
4級	保育園長の職務

以下 略

オ 福祉職給料表 級別基準職務表

級	基準となる職務
1級の項～3級の項 略	
4級	保育園長、主幹保育士の職務

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	定年引上げに伴う級別基準職務表の変更及び診療所長の処遇改善に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>(1) 令和5年4月1日に施行された管理監督職勤務上限年齢制度により、60歳に到達した日に管理職として勤務している職員については、60歳に到達した翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に降任等を行い、行政職給料表（一）の職員は4級の主幹に就くこととなるが、監督職である係長についても、組織の新陳代謝を促す必要性から、降任を伴わない職務の変更が可能となるよう、級別基準職務表の3級に主任主査を加え、他の給料表についても同様の改正を行うもの。</p> <p>(2) 級別基準職務表の「〇〇に相当する職務」という表記について、国が実施する給与実態調査において、曖昧な表現は避けるよう指摘があったため、国の求めに応じて「〇〇の職務」という表記に改めるもの。</p> <p>(3) 診療所の医師について、現行の規定では3級が最高級であるが、高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長については、4級へ昇格できるよう改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（別表第4関係）</p>
市民への影響等	<p><b>【影響の規模】</b></p> <p>(1)・(2) なし</p> <p>(3) 866千円（2名）</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	